

国立大学法人東京医科歯科大学安全保障輸出管理規則

平成23年4月1日
規則第46号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の適切な実施について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「職員等」とは、本学の役員及び本学が定める就業規則に基づき雇用されている教職員（非常勤職員を含む。）をいう。
- (2) 「学生等」とは、東京医科歯科大学学則及び東京医科歯科大学大学院学則に定める学部学生、大学院学生、外国人留学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、大学院研究生、特別研究学生その他本学に在学又は在籍して修学又は研究に従事する者をいう。
- (3) 「外為法等」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びこれに基づく政令、省令、通達等をいう。
- (4) 「技術の提供」とは、次に掲げる行為をいう。
 - イ 外国（外為法第6条第1項第2号に定める地域をいう。以下同じ。）における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又はこれらを目的とした国内における技術の提供（技術を記載し、若しくは記録した文書若しくは記録媒体を外国へ送付し、又は技術を電気通信により外国に向けて送信する行為を含む。以下同じ。）を行うこと。
 - ロ 非居住者（外為法第6条第1項第6号に定めるものをいう。）への技術の提供又はそれを目的とした居住者（外為法第6条第1項第5号に定めるものをいう。）への技術の提供を行うこと。
- (5) 「貨物の輸出」とは、外国向けに貨物を送付すること、又は外国向けに送付されることが明らかな貨物の国内取引をいう。
- (6) 「リスト規制技術」とは、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の第1の項から第15の項までに該当する技術をいう。
- (7) 「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の第1の項から第15の項までに該当する貨物をいう。
- (8) 「リスト規制技術等」とは、リスト規制技術及びリスト規制貨物を合わせたものをいう。
- (9) 「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (10) 「通常兵器」とは、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（大量破壊兵器

等に該当するものを除く。)をいう。

(11) 「開発等」とは、開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。

(12) 「該非判定」とは、非居住者へ提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術等に該当するか否かを判定することをいう。

(13) 「取引審査」とは、提供又は輸出を行う前に、本学として当該取引を行うかどうかを判断することをいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、職員等が本学における教育、研究その他の活動として行う、前条第4号及び第5号に規定するすべての技術の提供又は貨物の輸出（以下「提供又は輸出」という。）に関する業務に適用する。

(基本方針)

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わないこと。

(2) 取引に当たっては、外為法等及びこの規則(この規則により別に定めるものを含む。)を遵守すること。

(3) 輸出管理を適切に実施するため、輸出管理の責任者を定めるとともに、輸出管理に係る体制の整備及び充実に努めること。

(安全保障輸出管理最高責任者)

第5条 本学に安全保障輸出管理最高責任者（「以下「最高責任者」という。」）を置き、学長をもって充てる。

2 最高責任者は、前条の基本方針に基づき、輸出管理の重要事項に係る最終的な決定を行う。

(安全保障輸出管理統括責任者)

第6条 本学に安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、理事又は副学長のうちから、最高責任者が指名する者をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の命を受け、本学における輸出管理に関する業務を統括する。

(安全保障輸出管理責任者)

第7条 この規則の遵守及び輸出管理業務を適切に実施するため、安全保障輸出管理責任者（以下「輸出管理責任者」という。）を置き、統括責任者が指名する者をもって充てる。

2 輸出管理責任者は、統括責任者の指示に基づき、この規則の遵守の確保及び輸出管理の適切な実施に関する業務を統括する。

(安全保障輸出管理委員会)

第8条 本学に、輸出管理に関する重要事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（職員等及び学生等の責務）

第9条 職員等及び学生等は、輸出管理に関し、外為法等及びこの規則を遵守しなければならない。

（技術の提供又は貨物の輸出の承認）

第10条 職員等は、本学が行うべき業務で自ら提供又は輸出を行おうとするとき若しくは主として指導を行う学生等が提供又は輸出を行おうとするときは、輸出管理責任者若しくは統括責任者による承認又は経済産業大臣の許可（以下「承認又は許可」という。）を受けなければならない。

（事前確認）

第11条 職員等は、前条の承認又は許可を受けようとするときは、当該提供又は輸出が該非判定及び取引審査を要するか否かについて、事前確認を行うとともに、輸出管理責任者（職員等が役員である場合は、統括責任者）に書面により承認申請を行わなければならない。

2 前条の規定にかかわらず、前項の事前確認の結果、明らかに経済産業大臣の許可を要しないと判断される提供又は輸出については、前条の承認又は許可を要しない。

（承認審査等）

第12条 輸出管理責任者は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る提供又は輸出について該非判定及び取引審査を行い、明らかに経済産業大臣の許可を要しないと判断される場合を除き、統括責任者に該非判定及び取引審査の実施を依頼しなければならない。

2 統括責任者は、前項の依頼があったときは、最高責任者に報告するとともに、当該依頼に係る該非判定及び取引審査を委員会に付託し、その報告を受ける。

3 最高責任者は、前項の審査の結果に基づき、当該提供又は輸出を行うか否かの最終判断を行い、当該提供又は輸出等が経済産業大臣の許可を要しないと判断した場合には、当該提供又は輸出を承認するものとし、許可を要すると判断した場合には、当該許可に関し必要な申請手続を行うものとする。

4 第2項の規定は、役員からの承認申請について準用する。この場合において、「前項の依頼」とあるのは「役員からの承認申請」に、「当該依頼」とあるのは「当該申請」に読み替えるものとする。

（外為法等に基づく許可の申請等）

第13条 前条第3項における判断の後、経済産業大臣の許可を得なければならない提供又は輸出については、輸出管理最高責任者は、所定の申請書及び添付書類を作成し、経済産業大臣に対して許可申請を行う。

2 前条に定める許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

3 提供又は輸出を行おうとする職員等は、外為法等に基づく許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を得ない限り当該取引を行ってはならない。

（契約書への明示）

第14条 提供又は輸出を行う場合は、原則として契約書等の書面により約定の取り交わ

しを行わなければならない。

- 2 前項の契約書等には、経済産業大臣の許可を得なければならない取引については、許可を得るまでは発効しない旨及び許可を得ることができないものは本契約の対象から除く旨並びに大量破壊兵器等の開発等及び通常兵器の開発等に転用しないこと及び許可の条件を遵守することを原則として明示する。

（技術の提供管理）

第15条 技術の提供を行おうとする職員等は、次に掲げる事項を最終確認した上で、提供を行わなければならない。

- (1) 第11条及び第12条に定める手続が終了し、内容に変更がないこと。
- (2) 経済産業大臣の許可を受けなければならない技術の提供については、当該許可を得ていること。

（貨物の出荷管理）

第16条 貨物の輸出を行おうとする職員等又は貨物の出荷の担当者は、次に掲げる事項を最終確認した上で、輸出を行わなければならない。

- (1) 第11条及び第12条に定める手続が終了し、内容に変更がないこと。
 - (2) 経済産業大臣の許可を得なければならない貨物の輸出については、当該許可を得ていること。
 - (3) 出荷される貨物が、出荷書類の記載内容と同一のものであること。
- 2 貨物の輸出を行おうとする職員等又は貨物の出荷の担当者は、出荷時に前項の確認ができない場合は、直ちに輸出手続きを取り止めて、輸出管理責任者及び輸出管理統括責任者へ報告する。
 - 3 貨物の輸出を行おうとする職員等又は貨物の出荷の担当者は、通関時に事故（第1項各号に掲げる確認を行った貨物の輸出でないことが明らかになった場合をいう。）が発生した場合には、直ちに輸出管理責任者及び統括責任者に報告しなければならない。
 - 4 統括責任者は、前項の税関事故の報告を受けた場合には、事実関係を把握し、輸出通関停止の指示を含む適切な措置を講じるものとする。

（監査）

第17条 統括責任者は、この規則に定められた諸手続きが適正に実施されていることを確認するため、提供又は輸出を行った職員等を対象に、輸出管理監査を書面又は実地監査の方法で、原則年1回実施するものとする。

- 2 前項の監査は、委員会が行う。
- 3 監査に関しての必要な事項は、別に定めるものとする。

（指導等）

第18条 統括責任者及び輸出管理責任者は、外為法等及びこの規則の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、提供又は輸出の業務に携わる職員等及び学生等に対し、計画的に周知及び指導を行うものとする。

- 2 職員等は、リスト規制技術等を保管し、又は使用する研究室等を利用する研究員等（本学において教育研究実施のため受け入れる外国籍の研究員（本学研究員等受入規則（平成16年規則第178号）第2条に規定する者をいう。）及び本学に在籍する外国籍の学生等（本学学則及び大学院学則に規定する学生等並びに国立大学法人東京医科歯科大学

統合国際機構日本語研修コース規則（平成16年規則第238号）第2条に規定する日本語研修生等をいう。）に対し、外為法等及びこの規則の遵守について理解を深めるため必要な教育を行うよう努めるものとする。

（関連書類の管理）

第19条 職員等は、輸出管理の手續に必要な文書、図面又は記録媒体を、提供又は輸出がされた日から起算して、7年間保管するものとする。

（報告）

第20条 外為法等若しくはこの規則に違反する事実又は違反するおそれがあることを知った者は、その旨を輸出管理責任者に速やかに報告しなければならない。

2 輸出管理責任者は、報告の内容について違反する事実の有無を調査し、外為法等に違反する事実を確認した場合には、速やかに輸出管理統括責任者に調査結果を報告しなければならない。

3 統括責任者は、輸出管理責任者に対応を指示するとともに、最高責任者にその旨を報告するものとする。

4 最高責任者は、前項の報告を受けた場合には、学内の関係部局に対応措置を指示するものとする。

5 外為法等に違反する事実が判明した場合は、最高責任者は、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

（罰則）

第21条 故意又は重大な過失によりこの規則に違反した職員等は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則(平成16年第2号)の規定に基づく懲戒処分等の対象とする。

（事務）

第22条 輸出管理に関する事務は、統合研究機構事務部がこれを行う。

（雑則）

第23条 この規則に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月24日規則第24号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日において本学に専攻生として在籍する者の取扱いについては、平成24年9月30日まで、なお従前の例による。

附 則（平成28年7月1日規則第111号）

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年7月31日規則第108号）

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。